

西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 アクションプラン（2024～2026年度）



NIHONNO
HESONOÓ

2023(令和5)年 月

西 脇 市

も く じ

1	計画の基本的事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画アクションプランの目的	1
(2)	基本的な推進方法	1
2	基本計画の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1)	基本方針及び施策	3
(2)	目標値	4
3	各種施策の取組方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1)	目標値と現況値の推移	5
(2)	施策の取組方針	8

1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画アクションプランの概要

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画アクションプランの目的

西脇市（以下「本市」という。）では、「第2次西脇市総合計画」（2019（平成31）年）を策定し、持続可能な循環型社会を築き、人と自然が共生できるよう、ごみの減量と適正処理や、環境にやさしいライフスタイルの推進に取り組んできました。

また、「第2次西脇市環境基本計画」（2021（令和3）年）（以下「環境基本計画」という。）では、環境への負荷が少ない自立・循環型のまちづくりを基本目標の一つに掲げています。

これらの計画に基づき、ごみの減量、資源化に取り組んできた結果、ごみ排出量は減少傾向にあり、1人1日当たりのごみ排出量は784グラム（2015（平成27）年）となっており、全国と比べて約155グラム、兵庫県平均より約172グラム少なくなっています。

このような状況の中、ごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえ、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針として2017（平成29）年度に「西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

基本計画では、2029（令和11）年度を目標年度と定め、1人1日当たりのごみ排出量を784グラム（2015（平成27）年）から742グラムに削減するなどの数値目標を設定しました。

「西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）は、環境基本計画に掲げられた自立・循環型のまちづくり及び基本計画の目標達成に向け、基本計画に示す各種施策の具体的な取組内容を定め、予算編成や行財政運営の指針とすることを目的とします。

(2) 基本的な推進方法

ア アクションプランでは、基本計画に示す各種施策について、向こう3年間に実施を予定する施策の計画を年度別に示します。

イ 社会経済情勢や本市財政状況などの変化に柔軟に対応していくため、毎年度アクションプランの見直しを行うローリング方式を採用します。

ウ 取組内容の効果は、「西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 年次報告」（以下「年次報告」という。）を踏まえ評価・検証を行い、アクションプランの見直しに反映します。

エ アクションプランの計画期間は、基本計画の計画期間に即し、2018（平成30）年度から2029（令和11）年度までとします。

基本計画、アクションプラン及び年次報告の関係を図1に、基本計画及びアクションプランの計画期間を図2に示します。

図1 各種計画の関係

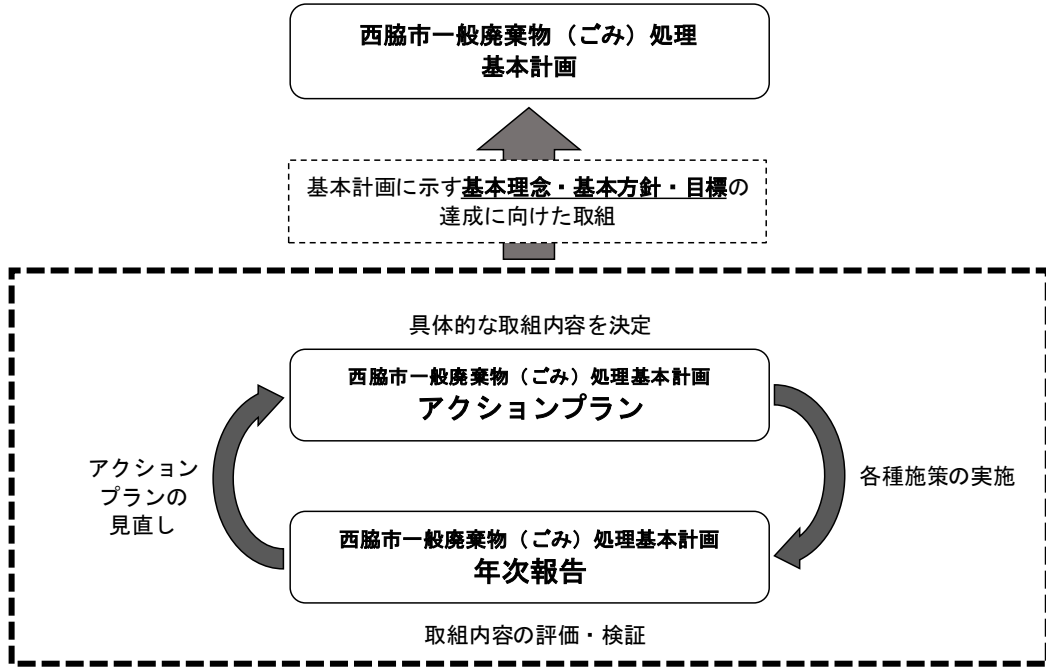


図2 ごみ処理基本計画及びアクションプランの計画期間

西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 2018（平成30）年度～2029（令和11）年度											
2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
					中間 目標 年度			新 ご み 処 理 施 設 稼 働			
← 前期					後期 →						

西脇市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画アクションプラン 2018（平成30）年度～2029（令和11）年度											
2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
→		→			→			→		→	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">毎年度見直し</div>											
→		→			→			→		→	

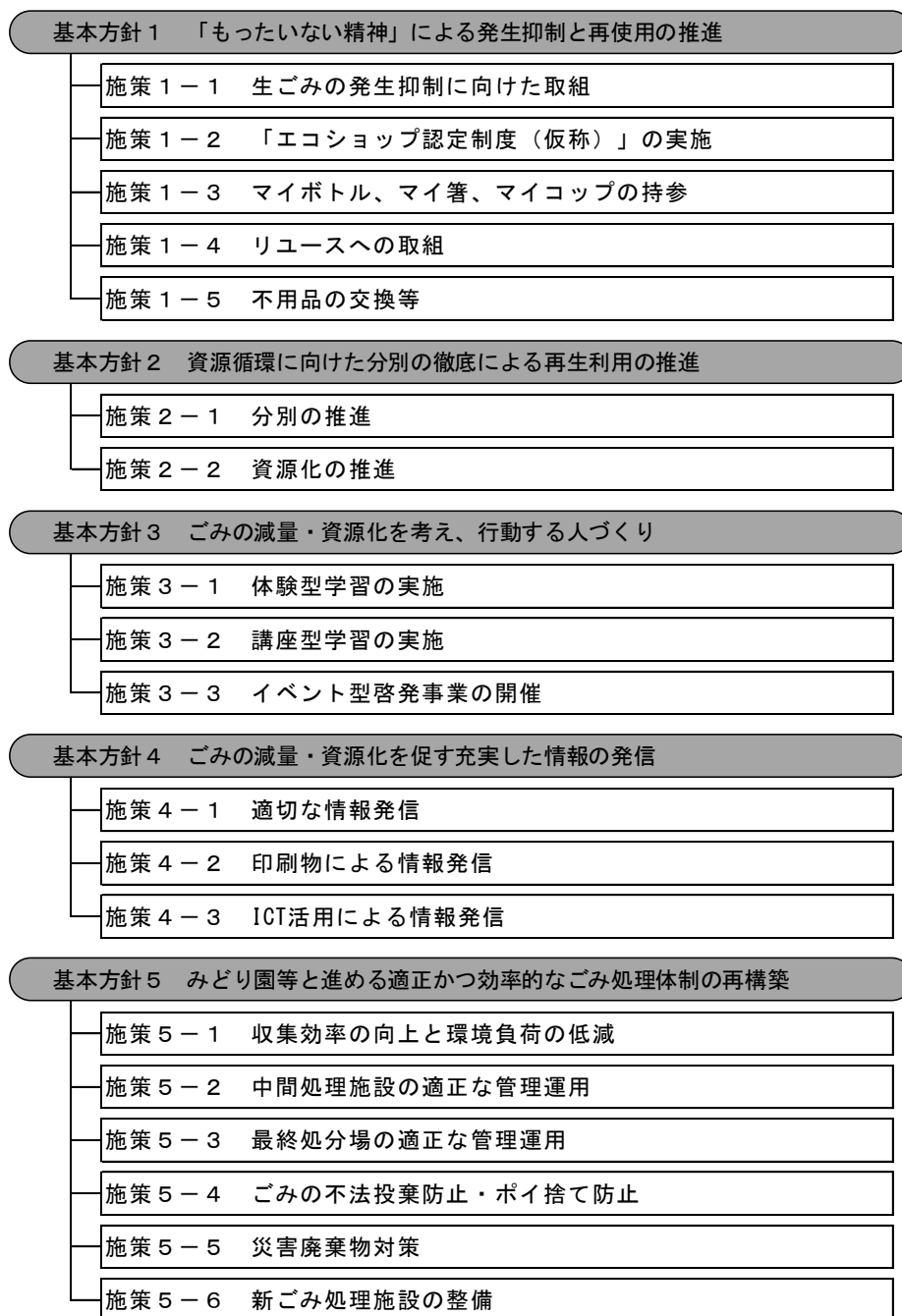
2 基本計画の概要

(1) 基本方針及び施策

基本計画では5つの基本方針を定めており、各施策は基本方針に沿った内容となっています。

基本計画における基本方針及び施策を図3に示します。

図3 基本方針及び施策



(2) 目標値

基本計画では、基本方針の達成状況が分かる指標の一つとして「1人1日当たりごみ排出量」等の目標値を設定しました。

基本計画における目標値の一覧を表1に示します。

表1 目標値一覧

設定項目		単位	基準年度 (平成27年度)	中間目標年度 (令和5年度)	目標年度 (令和11年度)
重点目標1	1人1日当たりごみ排出量 (集団回収除く。)	g/人日	696	679	655
└関連目標1-1	1人1日当たりごみ排出量 (集団回収含む。)	g/人日	784	755	742
└関連目標1-2	1人1日当たり生活系ごみ 排出量(集団回収除く。)	g/人日	478	469	459
└関連目標1-3	1人1日当たり事業系ごみ 排出量	g/人日	218	218	196
重点目標2	資源化率	%	19.7	19.7	50
└関連目標2-1	リサイクル率	%	17.4	17.5	27
重点目標3	1人1日当たり燃やすごみ量	g/人日	628	605	542
重点目標4	最終処分量	t/年	1,204	1,089	686

3 各種施策の取組方針

(1) 目標値と現況値の推移

基本計画における目標値と現況値の推移を図4から図11に示します。

図4 1人1日当たりごみ排出量（集団回収除く。）

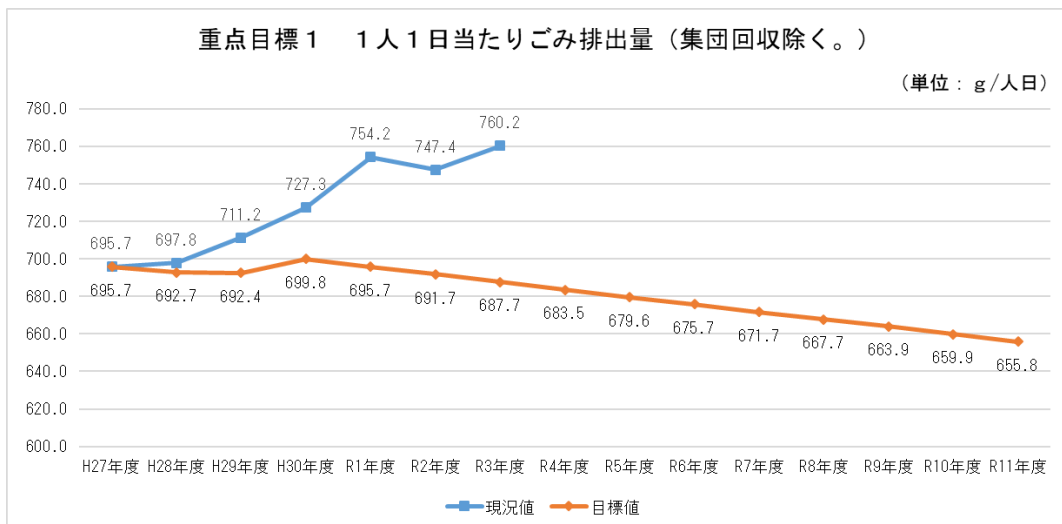


図5 1人1日当たりごみ排出量（集団回収含む。）

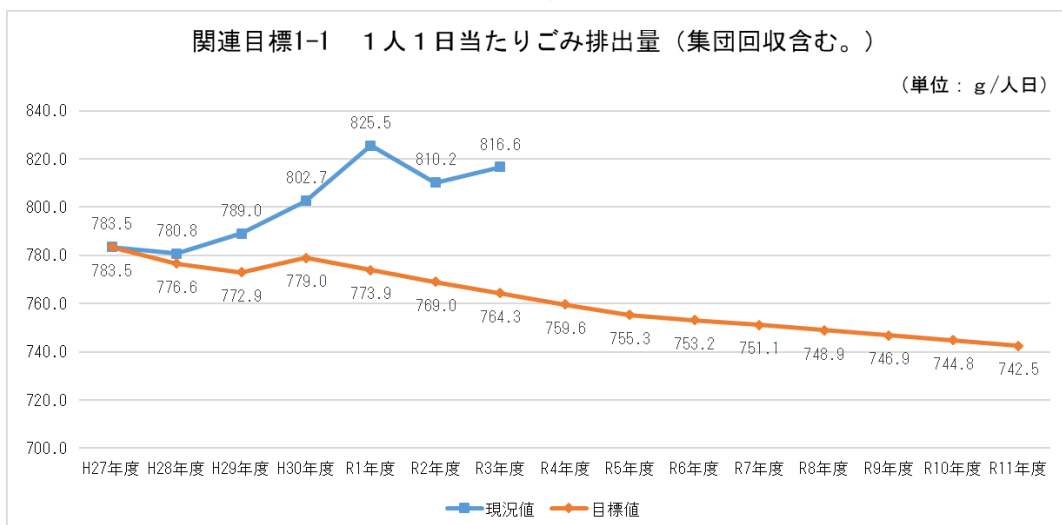


図6 1人1日当たり生活系ごみ排出量（集団回収除く。）

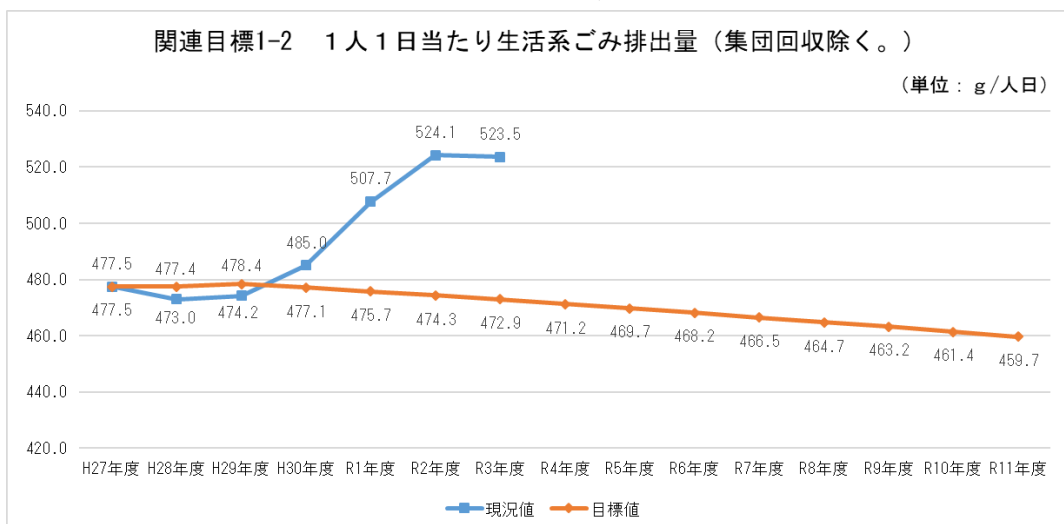


図7 1人1日当たり事業系ごみ排出量

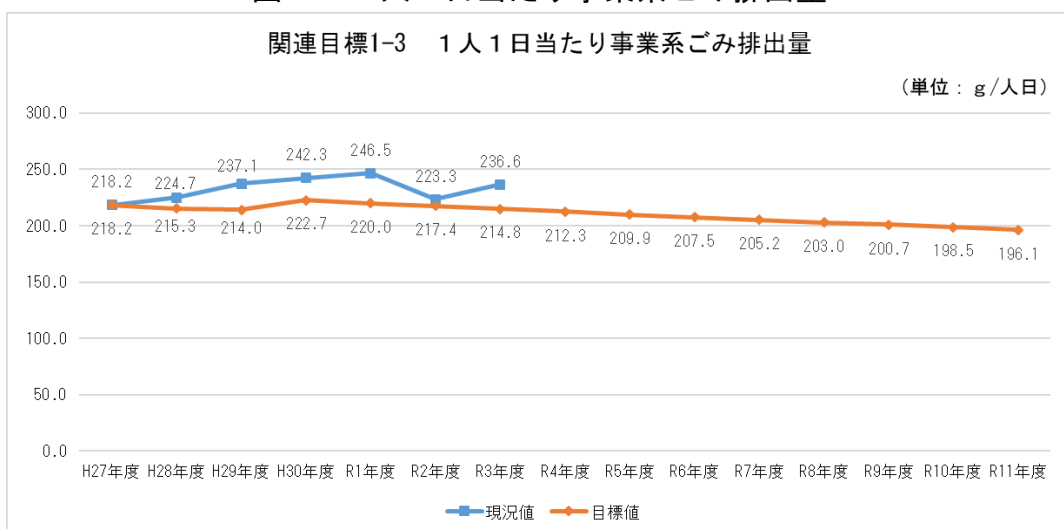


図8 資源化率

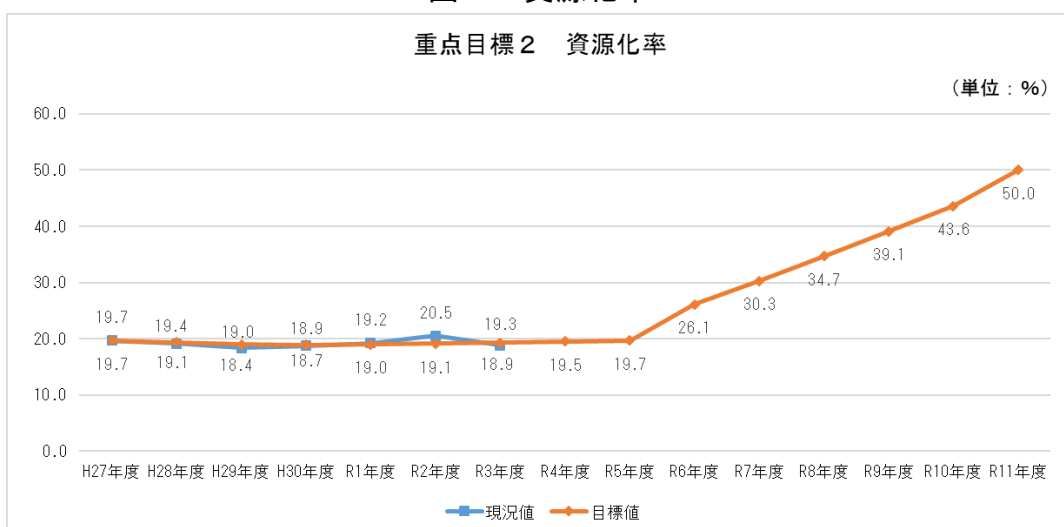


図9 リサイクル率

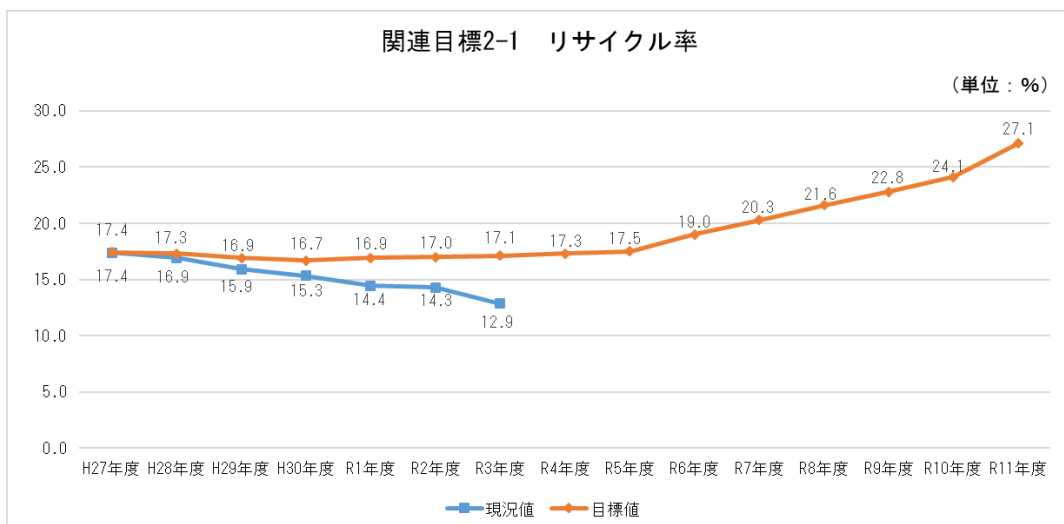


図10 1人1日当たり燃やすごみ量

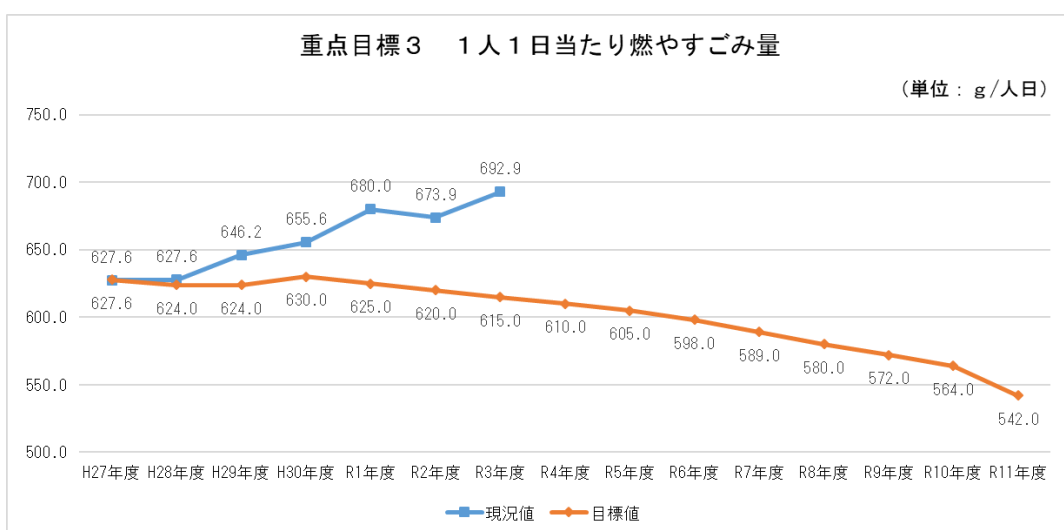
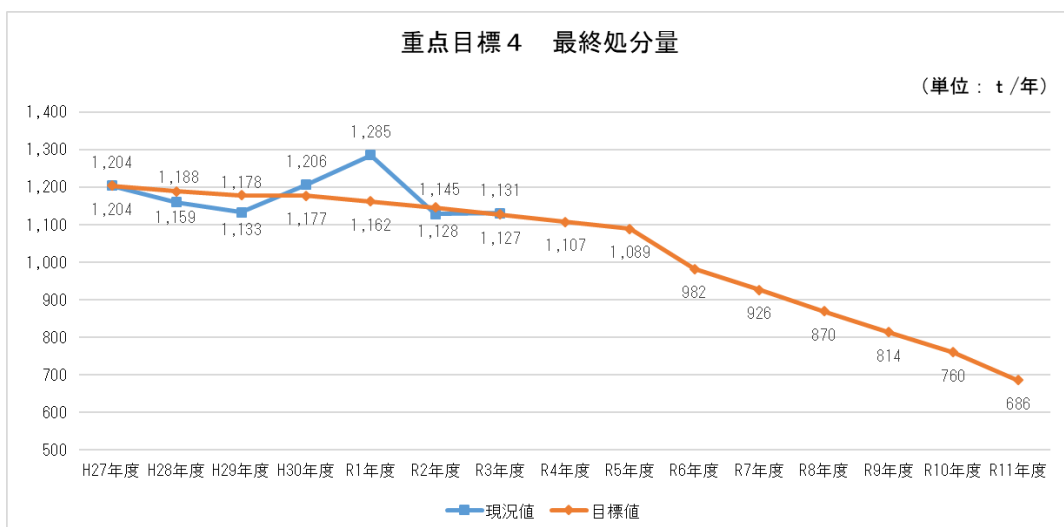


図11 最終処分量



(2) 施策の取組方針

基本計画における目標値と現況値の比較を表2に示します。

表2 目標値と現況値の比較

設定項目		単位	令和3年度	中間目標年度 (令和5年度)	目標年度 (令和11年度)
重点目標1	1人1日当たりごみ排出量 (集団回収除く。)	g/人日	760.2	679	655
└関連目標1-1	1人1日当たりごみ排出量 (集団回収含む。)	g/人日	816.6	755	742
└関連目標1-2	1人1日当たり生活系ごみ 排出量(集団回収除く。)	g/人日	523.5	469	459
└関連目標1-3	1人1日当たり事業系ごみ 排出量	g/人日	236.6	218	196
重点目標2	資源化率	%	18.9	19.7	50
└関連目標2-1	リサイクル率	%	12.9	17.5	27
重点目標3	1人1日当たり燃やすごみ量	g/人日	692.9	605	542
重点目標4	最終処分量	t/年	1,131	1,089	686

重点目標のうち、「重点目標2 資源化率」及び「重点目標4 最終処分量」の現況値は、中間目標年度における目標値と大きくかい離していません。

一方、「重点目標1 1人1日当たりごみ排出量(集団回収除く。)」及び「重点目標3 1人1日当たり燃やすごみ量」については、中間目標年度における目標値と大きくかい離しており、これらの重点目標の達成にはごみ排出量そのものを削減する施策の強化が必要と考えられます。

以上のことを踏まえ、2024(令和6)年度から2026(令和8)年度に実施を予定する施策の計画を表3から表●に示します。

表 3 施策計画

基本方針 1 「もったいない精神」による発生抑制と再使用の推進
 施策 1-1 生ごみの発生抑制に向けた取組

具体施策	見直し前			見直し後		
	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
三きり運動の推進						1人1日当たりごみ排出量の目標値の達成は、非常に厳しい状況にあり、生ごみ発生抑制に向けた取組を一層強化する必要があると考える。
① 台所ごみの水きり	●	●	●	●	●	●
② 食材の使いきり	●	●	●	●	●	●
③ お料理の食べきり	●	●	●	●	●	●
段ボールコンポストの普及促進 → <u>家庭での生ごみ減量・資源化の推進</u>	●	●				① 段ボールコンポストのモニター事業を通し、各家庭への普及に課題があること。 ② コミュニティ生ごみ堆肥化設備の設置は維持管理や防犯上、実施が困難であること。 以上の理由から、新たに「家庭での生ごみ減量・資源化の推進」を展開します。
コミュニティ生ごみ堆肥化設備設置促進 制度（仮称）の検討 → <u>家庭での生ごみ減量・資源化の推進</u>	●					

